

夏から秋のとりくみを全力で

人事委員会・県教委宛ての要求ジャンボ署名が教職員の賃金・権利を前進させる

私たちの賃金はこうして決まる!!



人事院勧告が出され、私たちの賃金改善や権利拡大のためのたたかいは、県人事委員会がどんな勧告・報告を行うかに焦点化されていきます。これから要求ジャンボ署名にとりくんでいきますが、そもそも私たちの賃金はどのようにして決まるのか、「対県確定闘争」とは何なのか、しっかりとつかんでとりくみを進めましょう。

国家公務員
4月
人事院
民間給与実態調査

↓

8月
人事院勧告

↓

10月
国会
国家公務員賃金確定



兵庫県の教職員

5月
兵庫県人事委員会
民間給与実態調査

↓

ジャンボ署名(人事委員会)

9月
兵庫県人事委員会交渉 合計4回

↓

10月中ごろ
県人事委員会勧告 とても重要!

↓

ジャンボ署名(県教委)

11月 ※日付は昨年度
対県確定交渉
・給与改定に向けての周辺状況の説明 11/8
・第1回交渉 11/16
・第2回交渉 11/24(山場)
独自交渉 "
第3回交渉 "

12月
県議会
兵庫県教職員賃金確定

12月の給料・ボーナスは通常通り支給され、改定された賃金との差額は、4月に遡って計算され、例年12月末には支給されます。

人事院は春闘結果を踏まえて民間の給与実態を調査し、国家公務員の給与と比較し、民間との給与較差などを、内閣と国会に「報告と勧告」を行うことになっています。このことを人事院勧告と言います。

人事院勧告を受けた内閣は、国会に給与法を提案し、国家公務員の賃金は決まることとなります。

人事院勧告は、各都道府県の人事委員会勧告に大きく影響を与えます。

都道府県人事委員会は5月から、民間の給与調査を行い、県公務員の給与と比較し、県と県議会に「報告と勧告」を行います。このことを人事委員会勧告と言います。

この人事委員会勧告をもとに、県教育委員会と交渉を重ね、12月の県議会で私たちの給与は決定します。

人事委員会がどのような勧告を出すか、兵庫県では合計4回の交渉を行っています。これを「人勧闘争」と言います。この時期に提出するのが人事委員会宛て署名です。

その後、県教育委員会と3~4回の交渉を重ね、県議会へ提案する給与原案を確定させます。これを「対県確定闘争」と言います。この時期に提出するのが県教育委員会宛て署名です。

本来、労働者の賃金は労働者と使用者が労使交渉で決定していきませんが、公務員は労働三権のうち、団体交渉権や団体行動権など一部が制限されていることから、第三者機関として人事院や人事委員会が、その代償措置として置かれています。

現在のこの仕組みでは、人事院や人事委員会がこういった「勧告・報告」を行うかが賃金改善のための大きな鍵になります。

「要求ジャンボ署名」が県人事委員会を動かす大きな力に!!